

令和8年度介護職員等のたん吸引等研修（不特定多数の者を対象とする研修〔第1号研修及び第2号研修〕） 実施要綱

1 研修の目的

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条に定める喀痰吸引等研修（第1号研修及び第2号研修）を実施することにより、特別養護老人ホーム等の介護福祉施設・事業所、居宅等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。

2 実施主体

北海道

3 研修実施機関

北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）

4 申込対象施設・事業所

受講の申し込みができる施設・事業所は、次の4つの条件を満たすことができることとします。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第2項において読み替えて準用する第48条の5に規定する登録を受けた登録特定行為事業者、又は登録特定行為事業者と同様の登録基準を満たすことができる施設・事業所（病院及び診療所を除く。）

「喀痰吸引等」は、「①口腔内の喀痰吸引」「②鼻腔内の喀痰吸引」「③気管カニューレ内部の喀痰吸引」「④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「⑤経鼻経管栄養」の5行為があります。

施設・事業所には、喀痰吸引等を必要とする幼児・児童・生徒が通園・通学する保育所、特別支援学校等も含まれます。登録特定行為事業者の登録基準は、別紙1を参照してください。

- (2) 道社協からの委託を受けて実地研修（実習）を修了した上で、令和9年3月12日（金）（消印有効）までに実地研修の実施報告書を道社協に提出できること。

自施設・事業所において実地研修（実習）ができない場合には、他の施設・事業所等（介護療養病床・重症心身障害児（者）施設を含む。）に依頼して実地研修先を確保していることが必要です。

- (3) 実地研修（実習）の指導に当たる看護師等の「実地研修指導講師」を確保できること。

実地研修指導講師は、医師、保健師、助産師又は看護師（准看護師は除く。）とし、別紙2に掲げる指導者講習のいずれかを受講していることが必要です。

別紙2の指導者講習を受講していない場合は「実地研修指導者講習実施要綱」により受講申込をしてください。

- (4) 実地研修（実習）の実施に当たって、医師の協力が得られること。

実地研修を実施するためには、受講者が喀痰吸引等を行うことについての医師の承認、医師の指示（喀痰吸引等指示書の作成等）、安全委員会への参画など、医師の協力が必要です。

5 受講対象者

道内の申込対象施設・事業所において、現に介護業務に従事する介護職員等（介護福祉士を含む。）

介護職員等には、喀痰吸引等を行う必要がある保育士、特別支援学校の教員等も含まれます。

介護業務以外の専任の管理責任者、相談支援従事者等、医師・助産師・保健師・看護師・准看護師は対象外です。

なお、道社協で実施した介護職員等のたん吸引等研修（不特定多数の者を対象とする研修）を受講したが実地研修課程が修了していない場合、また、介護福祉士実務者研修、福祉学校等で医療的ケアを修了している場合は、本実施要綱10の表により基本研修の免除を受け、実地研修から受講することができます。

6 研修内容

区分		研修内容
基本研修	講義	① 科目 別紙3のとおり ② 時間数 50時間 ③ 筆記試験 講義課程の修得程度の審査のため実施します。 (出題数：四肢択一40問、試験時間：60分)
	演習	① 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部) 各5回以上 ② 経管栄養(胃ろう、経鼻経管栄養) 各5回以上 ③ 救急蘇生法 1回以上 ※ 演習は、グループ編成で実施します。
実地研修 ※第1号研修または第2号研修のいずれか選択		次の①～⑤の5行為すべてを実施する「第1号研修」と、①～⑤のうちいずれか1行為以上を実施する「第2号研修」から選択できます。 ① 口腔内の喀痰吸引 10回以上 ② 鼻腔内の喀痰吸引 20回以上 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 20回以上 ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 20回以上 ⑤ 経鼻経管栄養 20回以上

7 基本研修の開催地・定員・日程・会場

開催のご案内「1 基本研修の開催地・定員・日程・会場」のとおり

8 研修テキスト

開催要綱「6 研修テキスト」のとおり

9 研修の受講及び筆記試験の受験

研修の受講及び筆記試験の受験に関する取扱いについては、別添「不特定多数の者を対象とする研修(第1号研修及び第2号研修)の修得程度の審査方法」(以下「第1号・第2号研修審査方法」という。)の第1によるものとします。

10 研修の一部の受講免除

次の表に該当する場合、一部の受講を免除します。

受講免除対象者	受講を免除する範囲	免除申請・受講申込方法
「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日付け医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を受講した者(北海道老人福祉施設協議会で取り組んだ施設内研修(14時間)にあたります) ※上記条件に該当しても認定特定行為業務従事者認定証(経過措置対象者)に係る認定を受けていない場合は、改めて新制度の研修受講が必要となります。	基本研修(演習)の「口腔内の喀痰吸引(通常手順)」、 実地研修の「口腔内の喀痰吸引(通常手順)」	・別紙様式1-1「研修受講申込書」、 別紙様式1-2「受講免除申請書」 の2部で申請。
道社協が実施した「介護職員等のたん吸引等研修(不特定多数の者を対象とする研修)」において基本研修の全課程を受講した者、または、介護福祉士実務者研修もしくは、福祉学校等で医療的ケアを修了した者	基本研修の全課程	・別紙様式2「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書(医療的ケア修了者)」、 ・なお、道社協以外で修了した場合は「実務者研修修了証書」または「基本研修修了証書」の写しを添付して申請。

11 実地研修の実施

実地研修については、基本研修の全課程を修了した研修受講者に対して、次のとおり実施します。

(1) 委託による実地研修の実施

実地研修の委託は、基本研修の全課程修了後に道社協から受講申込施設・事業所に依頼します。

別紙様式3「実地研修実施承諾書」を実地研修の実施先から道社協に提出することで承諾を得ることとします。実地研修の委託条件は、別紙1「登録特定行為事業者の登録基準」に基づくものとします。

(2) 実地研修に係る損害賠償保険への加入

実地研修中に発生した偶発的な事故等に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損した場合に備え、施設・事業所及び研修受講者を対象として損害賠償保険に加入します。保険料については、道社協が負担します。

なお、「実地研修の委託条件」としている別紙1「登録特定行為事業者の登録基準」が整備されていない体制で実地研修中に事故が発生した場合には、保険金の支払いを受けることができなくなりますので、必ず実地研修の委託条件を遵守してください。

(3) 実地研修の実施手順、評価判定基準等

実地研修の実施手順、評価判定基準等については、第1号・第2号研修審査方法の第2によることとします。

(4) 実地研修の研修課程の選択

実地研修には、次の2つの研修課程がありますので、受講申込施設・事業所の利用者の喀痰吸引及び経管栄養のケアの状況を勘案して選択してください。

研修課程（実地研修）	喀痰吸引等の行為
第1号研修（①～⑤の5行為すべて実施）	①口腔内の喀痰吸引（通常手順） ②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）
第2号研修（①～⑤の1行為以上を実施）	③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順） ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下） ⑤経鼻経管栄養

(5) 実地研修の実施期間及び実施報告書の提出

実地研修の実施期間は道社協からの通知日を基点とし、令和9年3月12日（金）までとします。

(6) 医療機関において実地研修を実施する場合

医療機関で実地研修を実施する際は、対象者の状態が比較的安定している場合において行うことが可能です。

12 修了証明書の交付及び受講証明書の発行

(1) 修了証明書の交付

研修の全課程修了者に対し修了証明書を交付します。

(2) 修了証明書の再交付

交付した修了証明書を紛失又は毀損等した場合には、修了証明書の再発行を受けることができます。再交付を受ける場合には、「修了証再交付申請書（不特定）」様式により申請してください。

(3) 受講証明書の発行

研修の全課程を修了することができなかった場合には、修了した一部の課程に係る受講証明書の発行ができます。受講証明書の発行を受ける場合には、「受講証明書発行申請書（不特定）」様式により申請してください。

13 受講料

無料（基本研修から受講される方は、研修テキストを購入していただきます）

14 実地研修に係る費用の負担

医師の指示書作成料など、実地研修に係る経費については、受講者が所属する施設・事業所の負担とします。

15 申込受付期間等

開催要綱「8 申込期間・受講可否通知日」のとおり

16 申込方法

別紙様式1-1「受講申込書」を添付し、「北海道社会福祉研修所 研修受付システム」を通じて申し込んでください。(ログイン画面：<https://dosyakyou.sakura.ne.jp/kenshu/my/myLogin.php>)

なお、本要綱10の表により受講免除を希望する場合には、免除申請・受講申込方法を確認の上、所定の様式を添付し申し込んでください。

17 「人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引」及び「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）」の基本研修（演習）及び実地研修の取扱い

「人工呼吸器装着者」、「胃ろう又は腸ろうによる半固形栄養剤の経管栄養を行う利用者」に対してケアを提供する必要がある場合には、基本研修（演習）と実地研修を前述の「6 研修内容」のとおり個別演習科目として実施します。それぞれの申込書類に個別演習希望の有無を明記してください。個別演習科目の受講は、演習日程の2日間で追加して実施します。

18 研修受講者の選考

申込者数が、受講定員を超えた場合には、現に喀痰吸引等を必要とする利用者のいる施設・事業所を優先し、ケアの状況を勘案して選考します。なお、2人以上申し込んだ場合には、受講申込書にある優先順位の順に選考します。

19 申込み・問合せ先

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2・7 2階

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

福祉人材部 研修課 たん吸引等研修担当

電話 011-241-3983 (直通)

FAX 011-271-0459